

最近の税理士損害賠償責任事件

欠損金の還付請求書の送付ミスで 税理士法人に1,260万円の賠償責任

税理士法人が欠損金の還付請求書の送付をミスしたことにより税理士損害賠償責任事件に発展した事案があることが本誌の取材により明らかとなった。今回の税理士法人のミスは、税務会計ソフトを利用した電子申告の際に、別途送付が必要であった還付請求書を送付しなかったというもの。税理士法人は自らの誤りを認め、顧客（原告）へのフォローを行ったものの、裁判では、税理士法人に対して、1,260万円の損害賠償責任が認められている。

また、本特集では、税理士業務の引き継ぎをうまく行うことができず、税理士らがトラブルに巻き込まれた税賠事件も紹介する。担当の顧問税理士が次々と変更する中、以前から顧客を担当する税理士事務所の職員が1人で仕事を抱え、報告を怠ったことがトラブルの大きな原因となっている。他の税理士事務所の顧問先を引き継ぐ際には留意したい点といえよう。

電子申告の際、誤認し還付請求書を税務署に送付せず

1件目に紹介する税賠事件は、税理士法人（被告）が納税者（原告）の委任した欠損金の還付請求を怠ったことにより還付される予定だった1,260万円超の損害賠償を求めたもの（東京地判令和7年12月5日、令和7年（ワ）第15481号）。税理士法人は電子申告の際のミスを認め、補償金の支払いの申し出や税務署への対応を含め考え得る最善の対応を採ったものとも思われるが、最終的には訴訟に至り、損害賠償金の支払いも命じられている。

納税者は、税理士法人に対し、以前から税

務書類及び決算書作成等を委任しており、令和5年3月期においては同期の確定申告と併せ、令和5年3月期を欠損事業年度とし、令和4年3月期を還付所得事業年度とする欠損金の繰戻しによる還付請求を行うことについても委任。税理士法人は税務会計ソフトを利用し、納税者の令和5年3月期の確定申告書及び欠損金の繰戻しによる還付請求書を作成し、同ソフトの「電子申告」メニューにアップすることにより、電子申請による確定申告を行った。この時、還付請求書については、別途、税務署にPDFファイルを送信する

【表1】 青色申告書を提出する法人の欠損金の繰戻しによる還付の要件

- (1) 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- (2) 欠損事業年度の青色申告書である確定申告書とその提出期限までに提出していること。
- (3) 上記(2)の確定申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること。